

大谷學報

第 97 卷 第 2 号

2018年 3月 16日 発行

【英文】 日本における仏教と国家の関係 ——最澄と空海の思想に關連して——	口バート F. ローズ (1)	大谷大学図書館所蔵『大乗五蘊論聞書』(二) ——龍華空音を起点として——	箕浦暁雄 (1)
【英文】 日本における仏教と国家の関係 ——最澄と空海の思想に關連して——	大谷大学図書館所蔵『大乗五蘊論聞書』(二) ——龍華空音を起点として——	明治二四年の真宗大谷派改革運動……川口 淳 (15)	
M L A 連携における 3D デジタルアーカイブ活用に向けた一考察……武田和哉 (25)	ハイデッガー・ナチズム問題再考……田鍋良臣 (39)		
M (博物館等施設)・L (図書館施設) 間の課題 ——自筆履歴書をめぐって——	メタボリティーケの視点から		
学位論文審査要旨	彙報		
蔵訳『阿闍世王經』第IV章訳注研究……宮崎展昌 (83)			
在朝鮮日本人画家加藤松林人の活動……喜多恵美子 (47)			
	(105)		
	(59)		

大 谷 大 学

大 谷 學 會

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

The Buddhist-State Relationship in Japan: Some Observations on the Thought of Saichō and Kūkai <i>Robert F. RHODES</i> (1)
A Consideration for 3D Digital Archive Utilization in MLA Collaboration: Resolution of a Problem between Museum Facilities [M] and Library Facilities [L]	<i>TAKEDA Kazuya</i> (25)
A Study on the Activities of Kato Shorinjin, a Japanese Painter in Colonial Korea	<i>KIDA Emiko</i> (47)
An Annotated Japanese Translation of the Tibetan Version of <i>the Ajātaśatrukaukṛtyavivinodana</i> , Chapter IV	<i>MIYAZAKI Tensho</i> (83)
<hr/>	
Examination Report of Theses Presented for the Degree of Doctor of Literature	(105)
<hr/>	
Reports	(59)

Articles:

A Reconsideration of Heidegger's Nazism: From the Perspective of Metapolitics <i>TANABE Yoshiomi</i> (39)
The Reform Movement in the Ōtani Branch of Shin Buddhism (Shinshū Ōtani-ha) in Meiji 24(1891): With Ryūge Kūon as a Starting Point <i>KAWAGUCHI Atsushi</i> (15)
The <i>Daijōgounronkikigaki</i> Preserved in the Otani University Library (2) <i>MINOURA Akio</i> (1)

大谷学報 第九十六卷 第二号

大谷学報 第九十七卷 第一号

ハイデッガーのパスカル論……………田鍋良臣
——「黒ノート」に依拠して——

「文明版」系『正像末和讃』祖本の成立に関する
一考察……………籠 弘信

学位論文審査要旨

中国映画『大路』に見る30年代の標準語について

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧
彙 報

天文教育に関する指導法の研究……………小川健一
——小学校天文教材を中心に——

ある死体損壊等被告事件の情状鑑定を通して
脇中 洋

五臺山佛光寺の唐代の經幢……………松浦典弘
二〇一七年度 春季公開講演会講演録
ターミナルケア、グリーフケアの現場から考える
人生の喜びと悲しみの意味……………高木慶子
『私』という偶然をめぐつて……………脇坂真弥

大谷学会規程

(委員)

第7条 委員は10名とし、教授会において互選する。

2 委員は、企画、編集、出版等の会務に当たる。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 (庶務) 第7条の2 会務を円滑に遂行するため、庶務を置くことができる。

5 庶務は、本会委員のうちから、会長が委嘱する。

6 庶務は、本会委員のうちから、会長が委嘱する。

7 (監事) 第8条 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

8 監事は、本会の会計を監査する。

9 (研究発表等) 第9条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

10 (会費) 第10条 会員の会費は、年額四〇〇円とする。ただし、学生会員は二〇〇円とする。

11 (経費) 第11条 本会の経費は、会費をもつてこれに相当する。本会の経費については、助成金を受け得ることができる。

12 (改廃) 第12条 本会に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

13 (所管) 第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、会長が決定する。

14 (付則) 第14条 1 これらの規程は、一九八一年四月一日から施行する。

2 「一九六二年四月一日施行の「大谷学会規程」はこれを廢止する。

付則 この規程は、一九九三年四月一日から施行する。

付則 この規程は、一九九五年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇一二年二月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇一二年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇一四年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇一四年四月一日に一部改正し、同日から施行する。

付則 この規程は、二〇一二年二月一日に一部改正し、二〇一二年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月一日に一部改正し、同日から施行する。

第1条 (設置) 大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)に大谷学会(以下「本会」という。)を置く。

第2条 本会は、本学の学術研究の推進及びその成果の公開を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 「大谷学報」の発行

2 「大谷大学研究年報」の発行

3 研究会及び公開講演会の開催

4 その他必要と認める事業

(構成員) 本会は、次の者をもって構成する。

1 教育職員(専任職員及び契約職員)

2 本学の学生(専修生)

3 承認された者

4 (役員) (会員) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

5 (会員) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

6 (会員) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

7 (会員) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

(会員) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

2 副会長は、大谷大学長が当たり、本会を代表する。

3 副会長は、学監・副学長が当たり、会務を統理する。

4 副会長は、第3条第1号及び第2号の会則集兼発行者となる。

(副会長) 本会に賛同し、役員会において承認された者をもって構成する。

2 副会長は、学監・副学長が当たり、会務を統理する。

3 副会長は、第3条第1号及び第2号の会則集兼発行者となる。

4 副会長は、第3条第1号及び第2号の会則集兼発行者となる。

大谷学報第九十七卷第二号
平成三十(二〇一八年)年三月十六日発行
大谷学報
宮崎健司
編集兼
発行者
発行所
〒530-8143 京都市北区小山上総町
大谷大学内
大 谷 学 会
印 刷 者
田 中 雅 博

振替 〇一〇四〇一七一八三九三番